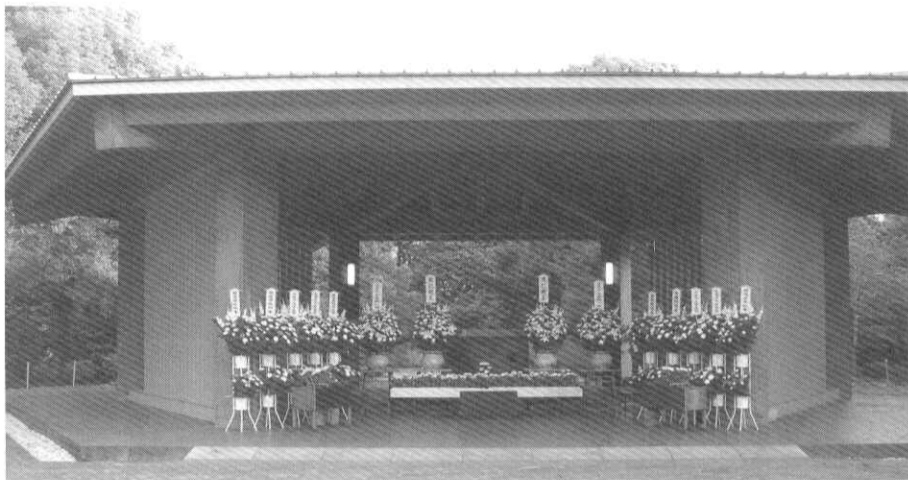


平和の灯

題字 津留崎尚
 戦没者を慰霊し 平和を守る会発行
 〒849-0112 佐賀県三養基郡みやき町 大字江口7561
 塩川総合企画(株)内 塩川正隆
 発行責任者 塩川正隆
 電話 0942-89-5135
 F A X 89-9281
 e-mail:senbo-peace@senbotsusya.com
 http://www.senbotsusya.com

戦没者の扱いは 憲法第十三条「個人の尊厳」違反



違法な情況が続く千鳥ヶ淵墓苑

小泉首相の靖国神社参拝により、第二次世界大戦で傷ついたアジア諸国の反発を招き、日本は孤立化しようとしています。小泉首相は、「日本の繁栄は戦没者の尊厳が守られたから、戦没者に哀悼の意を捧げるに参拝する」と言われます。しかし、その言葉と裏腹に、戦没者の扱いは非道・悲惨で「個人の尊厳」を著しく侵害しています。

第二次世界大戦では240万人の方々が国の尊い犠牲になりました。しかし、帰った戦没者の遺体は124万人で、戦後60年が過ぎても、116万人の戦没者は放置されたままです。ほとんどが南方方面ですが、未帰還者の割合は戦没者の7割から8割に上ります。にもかかわらず、厚生労働省は、平成14年度厚生労働白書で「おむね終了した」とおむね終了した」と結言を行ない、以来、情報提供があれば受領に行くが、捜索収集は行なっていない。昨年2月には、沖縄県で国が無許可で戦没者を火葬していた事実が判明しました。また、沖縄戦の終焉の地、沖縄県糸満市で

代田区役所の管轄になっており、火葬や埋葬をする場合千代田区役所の許可が必要ですが、千鳥ヶ淵墓苑の場合も沖縄と同様に無許可で行なわれています。数年前、千鳥ヶ淵墓苑が無許可で運営されていたことが発覚し、千代田区役所が、厚生労働省に対し、火葬と埋葬許可を出さなくしたためです。厚生労働省は、千鳥ヶ淵墓苑は墓地であると表示しながら、墓地埋葬法上の墓地ではなく、遺骨は埋葬ではなく保管しているだけだから、法の適用を受けないと主張しています。自らが行った墓地埋葬法を捻じ曲げる屁理屈です。

以上、「戦没者収容」「DNA鑑定」「千鳥ヶ淵墓苑」それぞれの実態について、私どもの取り組みの一部を紹介しました。が、いずれも、日本の繁栄のために尊い犠牲になられた方々に対する扱いは程遠く、非道で悲惨な実態です。

これは、憲法第十三条に定める「個人の尊厳」を著しく侵害し、同条に違反する不法行為だと言わざるを得ません。

戦後60年が過ぎ、日本は確かに豊かになりました。しかし、国の繁栄の礎となった戦没者の方々は、土の中で迎えに来るのを待っています。

2月8日から12日まで、当会の20代、30代の全国会員等、若者を中心に沖縄県戦没者遺体収容体験ツアーを行ないました。

沖縄県で戦後60年以上放置されている、戦没者の遺体収容と、戦後から未開封のまままでであろうと思われる、防空壕の電気探査を行なうためです。

体験ツアーは、今年で2回目ですが、全国から20名が参加しました。

遺体収容と電気探査の二班に分れ行なっていました。

遺体収容班は、沖縄県大里村の陣地跡から、4体の白骨化した



収容された白骨化した遺体

「個人の尊重・幸福の追求権・公共の福祉」すべて国民は、個人として尊重される。生

命、自由及び幸福追求法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

審院明治43年10月4日判決

●第2条「定義」
 遺骨とは、火葬場で行い、その地方における風俗・習慣に従い、遺族等が骨揚げして骨つぼ等に収めたものを指し、(大蔵は、墓地以外の区域

●第4条「墓地外の埋葬又は火葬場の埋葬禁止」
 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域

●第4条「墓地外の埋葬又は火葬場の埋葬禁止」
 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域

「糸満市新垣では不明壕も発見」

電気探査班は、沖縄県西原町と糸満市新垣で探査を行ないました。

新垣地区では、土中に埋もれた不明壕(1ヶ所)を発見しました。早速当会メンバーが、戦没者の発掘調査を行なっています。

沖縄県糸満市には、不明壕や埋没壕が1

靖国神社訪問記
 このたび初めて「靖国神社」を訪ねた。地下鉄の駅を下り、タラダラとした緩やかな坂を上ったところ「靖国神社」はあった。広々とした境内は参拝者が少ないせいかわかりずらして、その中央に聳える「大村益次郎」(戊辰戦争勝利の立役者)の銅像のそばを通り付設する「遊就館」に入館した。

そもそも「靖国神社」は明治政府樹立に功績があった「戊辰戦争」の戦死者を顕彰するために「招魂社」として明治二年に建てられ、その後明治十二年に「靖国神社」と改名されたものであるという。その後明治維新の内乱で倒れた勤皇派の人々、日清・日露戦争、第一次世界大戦、日中戦争、第二次世界大戦における戦死者を祀り、周知のとおり昭和五十三年に十四人のA級戦犯を合祀するに至った(但し、A級戦犯は戦死者ではない)。

このように「靖国神社」の出自は明治政府樹立に功績があったが、皇国史観に基づく絶対主義国家の正当性を裏付けていたものである。パンフレット「やすくに大百科」は言う。「戦争は本当に悲しい出来事ですが、日本の独立を守り、平和な国として、まわりのアジアの国々と共に栄えていくためには戦わなければならなかったのです」と。(アジア諸国、とりわけ中国や韓国が靖国参拝に反対するのは無理からぬことである)また「遊就館」に陳列されている戦死者の兵器類などを見るに、戦死者の遺体は戦死者の遺体として扱われていない。国のため、家族のために戦死した人々が本望に望んで死んでいくという現実も随分と離れているように思えます。

南京開城に関する陳列はあっても南京大虐殺の記載はなく、沖繩戦、広島長崎も同様に悲惨さには触れていない。このような事実を考慮すると「靖国」は「神社」ではなくまさに「イデオロギー」である。

Y・S

「沖縄県旧大里村で4体の戦没者遺体収容」

認識票と「青井」の印鑑も

遺体と「4152」部 沖縄県の「平和の隊」(野戦重砲兵第7連隊)の認識票及び、「青井」の印鑑を発見 糸満市新垣地区で、戦没者の遺体収容と、戦後から未開封のまままでであろうと思われる、防空壕の電気探査を行なうためです。

体験ツアーは、今年で2回目ですが、全国から20名が参加しました。

遺体収容と電気探査の二班に分れ行なっていました。

遺体収容班は、沖縄県大里村の陣地跡から、4体の白骨化した

発見された印鑑と認識票

野戦重砲兵第7連隊並びに、青井さんに関する情報をお待ちしています。

まだ現地には、数十体の遺体が確認されています。

野戦重砲兵第7連隊並びに、青井さんに関する情報をお待ちしています。

「個人の尊重・幸福の追求権・公共の福祉」すべて国民は、個人として尊重される。生

命、自由及び幸福追求法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

審院明治43年10月4日判決

●第2条「定義」
 遺骨とは、火葬場で行い、その地方における風俗・習慣に従い、遺族等が骨揚げして骨つぼ等に収めたものを指し、(大蔵は、墓地以外の区域

●第4条「墓地外の埋葬又は火葬場の埋葬禁止」
 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域

●第4条「墓地外の埋葬又は火葬場の埋葬禁止」
 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域



野戦重砲兵第7連隊並びに、青井さんに関する情報をお待ちしています。

まだ現地には、数十体の遺体が確認されています。

野戦重砲兵第7連隊並びに、青井さんに関する情報をお待ちしています。